

保護者様

岡崎市 長

「学区こどもの家」の利用について（通知）

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学区こどもの家の利用については、4月4日（土）まで臨時的な運用を行っていますが、引き続き、感染拡大防止を目的に下記のとおりこの運用期間を延長いたしますので御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 臨時的運用期間

令和2年5月6日（水）まで延長します。

2 開館日及び時間

平日	開館時刻	放課後から ※代休日等は午前8時又は10時（各こどもの家により異なります。）
	閉館時刻	午後6時又は7時（各こどもの家により異なります。）
土曜日	閉館（学校登校日も含みます。）	

※日曜日、祝日は通常どおり休館となります。

3 利用できる児童

保護者の就労等による留守家庭児童で、真に必要とする児童

※ 感染拡大防止の観点から利用は極力控えていただきますよう、御協力をお願いいたします。

4 利用児童の帰宅等の方法

- (1) 放課後から利用する場合、帰宅は保護者の迎えが必要です。
- (2) 代休日等に利用する場合、保護者の送迎が必要です。

5 利用方法について

- (1) 5月6日（水）までの利用予定日を指導員へ伝えてください。
- (2) 各学区こどもの家に備え付けの「こどもの家利用カード」を記入・提出してください。

6 その他

- (1) 利用予定児童がいない日は、閉館となる場合があります。
- (2) 感染拡大状況によって、やむを得ず閉館となる可能性があることを御承知おきください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであるため、上記対応を見直す場合があることを御承知おきください。